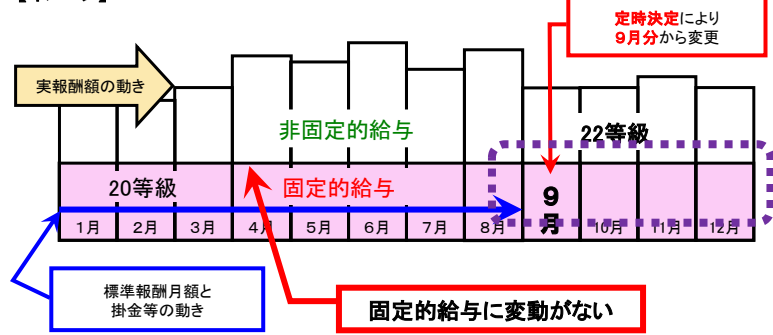


令和5年度第2回
私学共済事務担当者研修会テキスト
(資格・短期コース)

正誤表
(「誤」の――部分が訂正箇所です)

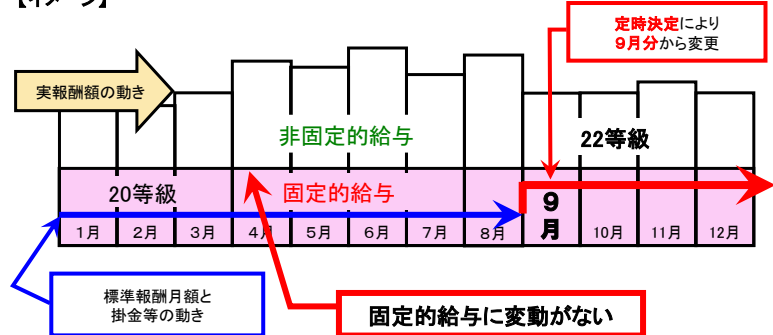
【例2】3か月の平均が2等級上がるが、固定的給与には変動がない場合

【イメージ】



【例2】3か月の平均が2等級上がるが、固定的給与には変動がない場合

【イメージ】



Q. 配偶者(60歳未満)が退職したとき認定できますか？

- ・ 令和5年12月31日に退職(前年の収入は350万円)
- ・ 退職した勤務先は雇用保険の適用があり、今後失業手当を受給予定
- ・ 被扶養者認定申請書は、1月中に提出した(30日以内)

A. 原則として雇用保険の受給が始まるまでは認定できます。

必要な添付書類

①戸籍謄本等(加入者が世帯主で住民票で確認できる場合は省略可)

②以下の書類

- ・雇用保険離職票(1)(2)の写し(省略可)
- ・「被扶養者取消申請書」
- ・「受給資格者証の写しを後送する旨の誓約書」
- ・「給付制限期間等終了翌日に被扶養者を取り消すことへの同意書」

*すでに雇用保険受給資格者証の交付を受けている場合は、離職票ではなく、雇用保険受給資格者証の写し(その場合、誓約書は不要です)。

③国民年金第3号被保険者関係届

Q. 配偶者(60歳未満)が退職したとき認定できますか？

- ・ 令和5年12月31日に退職(前年の収入は350万円)
- ・ 退職した勤務先は雇用保険の適用があり、今後失業手当を受給予定
- ・ 被扶養者認定申請書は、1月中に提出した(30日以内)

A. 原則として雇用保険の受給が始まるまでは認定できます。

必要な添付書類

①戸籍謄本等(加入者が世帯主で住民票で確認できる場合は省略可)

②以下の書類

- ・雇用保険離職票(1)(2)の写し(マイナンバーによる情報連携で取得できる場合は省略可)
- ・「被扶養者取消申請書」
- ・「受給資格者証の写しを後送する旨の誓約書」
- ・「給付制限期間等終了翌日に被扶養者を取り消すことへの同意書」

*すでに雇用保険受給資格者証の交付を受けている場合は、離職票ではなく、雇用保険受給資格者証の写し(その場合、誓約書は不要です)。

③国民年金第3号被保険者関係届

- Q1.** 父親が退職した場合の母親の認定
- ・父は66歳で先月退職し、国民健康保険に加入
 - ・父の退職改定後の年金額は200万円
 - ・母は62歳で、年金受給もなく、他の収入もない。
 - ・加入者は父母とは別居しているが、月々の仕送りをしている。

- A1.** 父の退職を事由として認定できます。

父は母を優先して扶養する立場にあるので、父の収入や健康保険の状況を確認し、父が扶養できない場合に、母の認定ができます。

必要な添付書類等

- ①母の戸籍謄本(父母と加入者が別戸籍の場合には加入者分も)
- ②父の退職証明書等(離職票は省略可)
- ③父の退職改定後の年金額がわかる書類
- ④父の国民健康保険証の写し
- ⑤母が年金を受給していない理由を認定申請書に記入
- ⑥母の非課税証明書(過去3年間無収入の場合は省略可)
- ⑦加入者が母を扶養する理由を認定申請書に記入

- Q1.** 父親が退職した場合の母親の認定
- ・父は66歳で先月退職し、国民健康保険に加入
 - ・父の退職改定後の年金額は200万円
 - ・母は62歳で、年金受給もなく、他の収入もない。
 - ・加入者は父母とは別居しているが、月々の仕送りをしている。

- A1.** 父の退職を事由として認定できます。

父は母を優先して扶養する立場にあるので、父の収入や健康保険の状況を確認し、父が扶養できない場合に、母の認定ができます。

必要な添付書類等

- ①母の戸籍謄本(父母と加入者が別戸籍の場合には加入者分も)
- ②父の退職証明書等
- ③父の退職改定後の年金額がわかる書類
- ④父の国民健康保険証の写し
- ⑤母が年金を受給していない理由を認定申請書に記入
- ⑥母の非課税証明書(過去3年間無収入の場合は省略可)
- ⑦加入者が母を扶養する理由を認定申請書に記入